

令和元年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和元年 9月18日（火）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	14番	遠藤 義光
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	15番	池田 信博
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	16番	福田 晃
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫		
5番	村上 三三郎	12番	高宮 陽一		
6番	西尾 幸太郎	13番	米澤 壽重		

1. 欠席議員

11番 石田 茂春

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	河北 尚夫
副町長	大庭 孝久	建設課長	田中文男
教育長	村尾 秀信	大規模事業課長	村上 和久
総務課長	野津 浩一	施設管理課長	大西洋 二
会計管理者	渡部 誠	危機管理室長	齋藤 和幸
財政課長	石田 寛弥	総務学校教育課長	池田 茂良
税務課長	濱田 勉	社会教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 里恵子	布施支所長	竹本 久
福祉課長	中林 眞	五箇支所長	金坂 賢一
保健課長	平田 芳春	都万支所長	田中 順子
環境課長	砂本 進	中出張所長	村上 克樹
商工観光課長	鳥井 登	中央公民館長	高梨 勇光
農林水産課長	藤川 芳人	総務課長補佐	野津 千秋
地域振興課長	佐々木 千明	財政課長補佐	日野 利幸

## 1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 中村 恵美子

### 議事の経過

#### ○議長（米澤 壽重）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日 程 第 1. 質 疑

「質疑」を行います。

この質疑は、会期初日に提出された町長提出議案の議第65号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」から議第85号「物品購入契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎集密書架〕」までの21議案について「総括質疑」方式により行います。

なお、認定第1号から認定第13号までの13件については、総括質疑終了後、全員協議会を開催し「質疑」を行います。

質疑は、現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものであります。また、自己の意見を述べることはできません。通告した質疑の範囲を超えないよう、よろしくお願いいたします。

なお、質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、総括質疑の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに2番：村上 謙武 議員

#### ○2番（村上 謙武）

それでは、総括質疑を行います。

議第80号が主な質問内容になりますけど、事業名は共同処理施設の建設工事委託変更に関して詳しい説明を求めるものであります。西郷浄化センターの「建設工事委託変更協定」に関しては、本年度の3月定例会において、大幅な委託変更協定締結の議決がなされたばかりであります。短期間内に更に5,800万円増額の委託変更が発生したということで、詳しい内容について説明をお願いします。

具体的には二つの理由がありまして、チェックボーリングを行ったところ、場所打ち杭の長さの変更が生じたことと、それから二つ目として残土処理場へ残土を排出するために増額

の必要が生じたということ。

一点目の長さの変更によりいくらの増額となったか。それから残土を排出するために発生した増額の額はいくらか。長さとか本数とかその辺も説明をお願いします。

### ○番外（ 上下水道課長 河北 尚 夫 ）

それでは、汚泥共同処理施設の説明をさせていただきます。この案件は下水道事業団と町が委託契約を結ぶもので、下水道事業団の方から工事は発注しております。徳畑建設と契約したのが1月11日でした。6月から3回の公告を経て、不調、不調が続き5回目で契約したものでございます。

図面の方をお送りします。図面中央右下のほぼ正方形の部分がこの建物になりますが、まず、設計段階におきましては、四角部分の右上のところと左下、若干、庁舎側の所ですが、設計のためのボーリング調査を行ってございました。この後、場所打ち杭等、資材を発注するために土質のチェックのためのボーリングを行ってございます。これについて、1月11日契約ということで2月中旬から下旬に行っていました。

2本ボーリング調査を行ったところ、当初の想定と若干土質が違うということで、もう1本追加しまして3本行ったところ。結果的に土質が田んぼ側につきましては想定通りでございましたが、山側が、約2m支持層が深いということでございまして、全体的に言いますと杭の長さの1m深いものが必要であるということが判明いたしております。

さらに、3本追加したボーリングによりまして土質が想定以上に軟弱であるということで、土質の改良マシンの転倒等を考慮しますと安全性が確保できないことから、改良マシンのステージの方を造っております。1枚図面をめぐっていただきますと赤で書いてある部分が作業用のステージで、水色の丸が見えると思いますがそちらの方にも前期、後期と転用するような状況でございます。

右側の図面に約1m一般的な部分でございまして、ボーリング調査の結果と支持層の違いを図示しております。

残土処理につきましては、当初6月の公告ということで隣で造成工事をされている大規模事業課と残土の流用について協議を行っていたところでございますが、契約工期の遅れにより残土が流用できないという状況が起きたので、飯田の残土処理場の方に搬出が必要になったということでございます。

増額費用の内訳ですが、場所打ち杭の長さの変更により約2,400万円、土質改良マシンの作業台等に2,100万円、それから残土処分費用が約1,300万円でございます。

杭の本数については、ちょっとお待ちください。杭の本数につきましては、直径が1mから1m50cmのものが27本でございます。

## ○2番（村 上 謙 武）

説明を受けましたけど一つ疑問なのが、3月の時点で基礎工の設計見直しが行われて杭基礎の形状が変更されたということで、工期も大幅に延びて1年延長して、結果3億3,800万円の増額になったんですけど、こういった地質の調査、土壌の調査というのは、きちんと再度行われて設計の見直しが行われたんじゃないかなと思う訳です。それが、いざ工事に掛かる時に設計書と実際の地質が若干違っていたということで、こういう風にまた新たな委託協定の変更をせざるを得ないということになっている訳ですけど、確かにそうなると思し方ないところもあるんですけど、結果的に今回のように委託契約の変更がこうして続くということ、更にその変更によって事業費、工事費がどんどん増額になるということ、こういったことは町民に対して浄化センターの汚泥処理施設の工事に対する不透明な印象というかイメージを与えてしまうのではないかと。我々もそういう風に感じる訳です。これが一番の問題かなと私は思っております。

今回のように、町が日本下水道事業団にこういった工事の委託をする。日本下水道事業団が工事を発注して、受注者が工事をするといったこういう時に設計の大幅な変更が出た時のガイドラインといったものは町としてきちんと工事請負契約とか工事委託契約、今回は協定なんですけど、そういったところのガイドランというのはあるんですか。

## ○番外（上下水道課長 河 北 尚 夫）

まず、3月の定例会におきましては、工期の変更と入札不調等に伴います増額の変更をしていたところでございまして、土質の調査はその時点で途中まで終わっていたので、何らかの報告はすべきであったかと思っております。

設計変更のガイドラインにつきましては、我が町には、基準となったものはないと思っております。ただし、下水道事業団に於きましては、設計変更のガイドラインというものを持っておられますので、それとうちの方は島根県のを準用させていただくという格好を取らせていただいておりますので、今、国交省の方でやられているのが、事実としてやらなければいけないことは変更するべきという風になっておりますので、変更したところでございます。

## ○2番（村 上 謙 武）

終わります。

## ○議長（米 澤 壽 重）

以上で、村上 謙武 議員の「質疑」を終わります。

次に6番：西尾 幸太郎 議員

**○6番（ 西尾 幸太郎 ）**

おはようございます。

社会教育費の図書館管理運営事業のリース料の減額補正について質問いたします。まずは、年間リース料の内訳と特に端末部分のところでリースと買い取りのコスト比較の部分に関して詳細説明をお願いします。

**○番外（ 社会教育課長 吉田 隆 ）**

お答えします。

まず、年間リース料の内訳でございますが、議会資料4の22ページこの表を見ていただきたいと思えます。この表はクラウド型にした場合で、左側が購入した場合の支払額、右側がリースをした場合の支払額を表しております。年間リース料の内訳ということでございますが、表中にありますシステム、ハード、カード、蔵書点検、ライセンス・保守に分けて、それぞれ月割りをした額を表示しております。

なお、システムとは何かと申しますと、図書システムのクラウドサーバーへの設置、設定費用等、各公民館をつなぐ広域対応設定など、図書システムの設定や諸経費等でございます。

次にハードですが、これは図書システムにかかる端末費用でございます。隠岐の島町図書館及び各公民館、中出張所などに設置する管理用パソコンの端末及び管内の利用者が検索するためのパソコン端末とプリンター等の周辺機器を合わせたものでございます。

カードというのは、利用者が本を借りる場合、利便性を高めるために新たな利用者のカードを作ろうということで、その為のカードでございます。リライトカードといいまして、カードに返却日などを記載できる、そういう情報を表示できるものとなっております。

ライセンス・保守でございますが、これはクラウドで図書システムを利用するための月額の利用料金ということになっております。

ということで、それぞれ5年間月別に表したものがリース料の内訳でございます。

次の5年間の端末パソコン部分のリースと購入のコストの比較ということでございますが、これも先ほど説明したハードの部分になりますが、業者から見積もりを取りまして、比較をいたしました。このハード部分の中に単純に端末が含まれておりますが、一括購入した場合202万3,000円ほどかかると思えます。リースの場合は232万8,000円と考えておりまして、約30万円ほどリースの方がトータルでいくと高くなると見込んでおります。しかし、初期費用

を抑えることができるというメリットがありますので、リースが望ましいと判断させていただきました。

**○6番（西尾 幸太郎）**

30万円ほど余分にかかるけど、初期費用を抑えられるということなんですけど、民間企業であったらリースを選択する場合は、費用の分もちろんなんですけど、固定資産の部分であるとか、経費の部分を押しなべて計算して計上できて税制面での優遇を得られるとかそういったメリットがあるんですけど、初期費用を抑える以外のメリットはあるんでしょうか。

**○番外（社会教育課長 吉田 隆）**

一番大きなメリットはその初期費用を抑えることだと思います。また、他の市町村の図書館の状況、県立図書館の状況等も調査しまして、こういうやり方が望ましいという判断をしました。

**○6番（西尾 幸太郎）**

他の自治体でも同じ手法をとっているということなんですけど、30万円余分に掛かるということは5年間で端末1台分以上が余計費用が掛かるということなんで、今回7台導入するということだったんですけど、7台が8台分掛かるとするのは、正直、費用対効果としてはどうなのかという部分があります。システム部分も全部含めたら900万円近いお金が掛かるので、初期費用を抑えたいという気持ちは分からなくはないんですが、例えば契約の中で端末部分だけを分離して購入するということは、契約上可能だったんでしょうか。

**○番外（社会教育課長 吉田 隆）**

契約自体はまだこれからなんですけど、そういう選択肢も当然あると思いますが、検討はさせていただきます。

**○6番（西尾 幸太郎）**

システム部分も含めたら、リースにすると資料を見る限り130万円近く余分に掛かると、例えば端末部分を購入すれば、多く掛かる部分を30万円は削減できるので、トータルコストで見たらそういったことも検討すべきかとも思うんですが、契約までに向けてそういった検討ができる余地はあるんでしょうか。

**○番外（社会教育課長 吉田 隆）**

我々は今このリース契約が望ましいと考えていますが、お示した年額も見積りを2者からとって見比べておりますが、更に減額できるんじゃないかということは検討していきたいと思っております。

**○6番（西尾 幸太郎）**

最後に確認なんですけど、リースした場合リース期間が終了した後の端末の取り扱いについては、どの様になる予定でしょうか。

**○番外（社会教育課長 吉田 隆）**

申し訳ありません。そこはもう一回確認いたします。

**○6番（西尾 幸太郎）**

再リース契約が必要となったら、もっと余分に費用が掛かる計算になってくると思いますので、そこの辺はしっかり確認して、余分な費用が掛からないような契約を心がけていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

**○議長（米澤 壽重）**

吉田社会教育課長、先ほどの質問については後程お願いいたします。

以上で、西尾 幸太郎 議員の「質疑」を終わります。

最後に16番：福田 晃 議員

**○16番（福田 晃）**

隠岐島史料発刊事業の隠岐島4か町村の事業で、島前3町村は当初予算で計上しているのに隠岐の島町で当初に予算確保ができなかった理由はどういうことでしょうか。

**○番外（社会教育課長 吉田 隆）**

この新隠岐島史料ということでございますが、経過から申しますと今年の春に隠岐4町村で発行しております隠岐の文化財の編集作業がありました。その中で、是非この史料を発行しようということが議論されまして、平成31年度で発刊しようということが話し合われました。

この史料等を並行して進めました。そして新年度予算の要求時に足並みを揃えて各町村で要求しようということで取り組みをいたしました。本町につきましても、新年度予算要求で出しましたが、残念ながら当初予算で獲得できませんでした。理由としましては、我々の出した事業計画の成熟度が低いということから、次年度に回してもいいのではないかということになりました。

当初予算で獲得したかったのですができなかったということは、私の力不足だったと考えております。

**○16番（福田 晃）**

これから先は町長になるかもしれませんが、この事業は隠岐の島町が約32万円、島前3か町

村で21万円、70%弱くらいの当初予算でございます。

やっぱり隠岐はひとつで、課長がさっき言ったようにみんなで作ろうじゃないかという話ができた時になぜ4か町村で取り組む事業に事前調整をし、歩調を合わせて4か町村が当初で通すべき事業ではなかったかと思いますが、どう思われますか。

**○番外（副町長 大庭 孝久）**

当然4か町村でやるべきことは、しっかりと決定したものであれば当然我が町も当初予算に計上するべきだとは思いますが、当初予算のヒアリング時点では展望がはっきりしていなかったところがございますので、もうちょっとしっかりと協議をしてから上げましょうということで当初予算には計上いたしませんでした。

**○16番（福田 晃）**

だったら島前3か町村は素晴らしいヒアリングも終わってピシャッとできているけど、隠岐の島町だけができていなかったということですか。

**○番外（副町長 大庭 孝久）**

結果的にはそうっておりますけど、島前3町村それから隠岐の島町でやる事業は他にもたくさんございます。いろんなことでバラバラなところもございますし、今回に限っては我が町のヒアリングの時には成熟度がまだまだだということで判断したところでございます。

**○16番（福田 晃）**

最後に聞きますけど、3月当初予算では蹴って、9月補正で上げた理由、その経緯と言いますか、どういうことでどこまでの調査をして上げたんですか。

**○番外（副町長 大庭 孝久）**

もう4か町村で一緒にやろうということで協議した結果だという風に考えております。

**○16番（福田 晃）**

もういいです。

**○議長（米澤 壽重）**

以上で、福田 晃 議員の「質疑」を終わります。

以上で、「総括質疑」を終わります。

**日 程 第 2. 議 案 の 委 員 会 付 託**

「議案の委員会付託」を議題とします。

議会初日に提出された町長提出議案の議第65号「令和元年度隠岐の島町一般会計補正予算(第2号)」から、議第85号「物品購入契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎集密書架〕ま

での21件及び、認定第1号「平成30年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第13号「平成30年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの13件、計34件をお手元に配付の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、議案34件は、「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

### 日 程 第 3. 休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

9月19日から9月26日までは、委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声を確認 )

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

次の本会議は、9月27日に開催します。

( 散 会 宣 告 9時58分 )

以 下 余 白